

恩賜財団愛育会による愛育村事業の創設と展開

—— 1930年代の農山漁村における妊産婦・乳幼児保護運動 ——

吉 長 真 子

はじめに

2003年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、全国の市町村及び都道府県で地域行動計画が策定され、また一般事業主行動計画の策定も進んで、現在計画が実施に移されている。直接的には少子化への危機感を背景にして始まった我が国の子育て支援政策は、不十分ながらも、「子育ては社会全体で」という、子育てをめぐる社会連帯の意識を醸成しつつある。

そもそも日本で、その地域に生まれる全ての子どもと妊産婦を対象にした児童保護事業が勃興し、一部の自治体で先駆的な試みが行われたのは、1910—20年代のことであった。そして1930年代には、都市部に比して乳児死亡率が高く、恐慌や自然災害で困窮した農山漁村への妊産婦・乳幼児保護事業拡充の必要性が広く認識され、全村的に組織的に妊産婦・乳幼児保護に取り組む気運が各地で高まった。さらに戦争の拡大に伴って、政府が出生増加・乳幼児死亡減少のために法整備やキャンペーンを実施するに至る。この時代もまた、子育てをめぐる「隣保共助の精神」が声高に叫ばれ、産育関連の施策が強力に推し進められた時代であった。だが、産育をめぐる独自の共同体秩序が存在していたはずの農山漁村で、どのように出産や子育てのありようが問題とされ、妊産婦・乳幼児保護の施策が導入されていったのか、その過程は十分に明らかにされているとはいえない。本稿では、その過程を検証する一つの重要な事例として、恩賜財団愛育会（以下、愛育会と略記）が1936（昭和11）年から全国の農山漁村に展開した愛育村事業を取り上げることにする。

愛育村事業については、これまで主として社会事業史、母子衛生史の領域で、農村における妊産婦・乳幼児保護事業の代表例として言及されてきたものの、ごく簡単な紹介しかなされてこなかった。しかも保健婦の設置と上からの住民の組織化によって一

定の効果を上げたと評価される一方で、「天皇の慈恵」、「政策の下請け機関」、「戦時体制に協力」という面が厳しく批判されてきた¹⁾。筆者もまた、愛育村をはじめとする愛育会の事業を分析していくに際しては、国家的見地から説かれる愛育事業のイデオロギー性の検討を外すことはできないと考えている。だが鷺谷善教が指摘しているように、「愛育会はその誕生がなければ、国の施策としてほとんど見るべきものがなかった当時において母子保護に一定の役割を果たしたことも事実²⁾であり、母子の置かれた当時の農山漁村の現実のなかで愛育村事業の有した意義と限界とを、慎重に検討していくことこそが重要だと思われる。そしてこの愛育村事業が戦後も厚生省の支持を受け、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会の指導下、根本理念を変えずに今日まで愛育班活動として少なからぬ地域で継承、あるいは新規に発足している事実は³⁾、恩賜財団という愛育会の性格に留意しながらも、愛育班の組織と活動に注目することの意義を再認識する必要を感じさせる。

しかしながら愛育村事業については、『母子愛育会五十年史』においてもその概要が記されているに過ぎず⁴⁾、個別の愛育村について若干の研究も行われているが、全国的な動向を把握するにはほど遠い現状である⁵⁾。そこで本稿では、愛育村事業の全体像を明らかにする手始めの作業として、愛育会が愛育村事業を考案した意図と背景、そして全国的なモデル事業として推進した過程を、各道府県に愛育村が1ヵ村ずつ行き渡った1939（昭和14）年度段階まで考察することにしたい⁶⁾。なお紙幅の関係から、愛育村に指定された各町村で行われた事業の具体的な分析は、別稿で行うこととする。

1. 愛育村事業の創設

(1) 創設の意図

恩賜財団愛育会は、皇太子の誕生を記念して、「本

邦児童及母性ニ対スル教化並ニ養護ニ関スル諸施設ノ資」(御沙汰書)として下賜された内帑金を基金とし、1934(昭和9)年3月に設立された⁷⁾。所管は文部省と内務省であり、文部省が主管した(1938年の厚生省設立後は文部省と厚生省の共管)。そして「御沙汰書」の言葉にある通り、「児童及母性ニ対スル教化並ニ養護」の事業(愛育事業)を広く行い、「愛育事業」に関する中央機関であろうとした。

愛育会設立後の具体的な事業内容については、医学、心理・教育学、社会事業関係の専門家を委員に委嘱して1934年5月に設置された愛育調査会が協議、決定した⁸⁾。初期の主な事業は、調査研究(乳幼児死亡に関する全国調査と集計結果の出版、乳幼児の身体発育・精神発達に関する調査研究、農山漁村の育児方法や母子の生活状態に関する調査研究など)や、保育所保母(愛育事業従事者)講習会の開催、講演会・「こども愛育展覧会」の全国開催、機関誌『愛育』の他、リーフレットや『愛育読本』、『愛育叢書』等の刊行であった⁹⁾。また1938年には、保健部と教養部からなる愛育研究所が設立されている。

愛育村事業は1936年から開始され、愛育会の主力事業として展開された。初年度における愛育村5ヵ村、愛育班設置村5ヵ町村の指定は、5月20日から7月8日の間に完了している¹⁰⁾。それまでに愛育調査会において、誰がこの事業を考案し、どのように協議され、実現に至ったのか、記録がほとんど残っていないため、その過程の多くが不明である¹¹⁾。ここでは、愛育会の幹事であった武田真量が『社会事業』誌に執筆した記事によって、愛育村事業を考案した愛育会の意図を探ることにしたい。

愛育会が設立された当時、農山漁村の乳幼児死亡率低減は喫緊の課題として官民を問わず広く認識され、社会事業界でも対策が討議されていた。財団法人中央社会事業協会主催により、1935年10月に開催された第八回全国社会事業大会の第一部会では、「農山漁村に於ける乳幼児死亡率低減方策」に関して、下記事項の貫徹を期することが決議されている。

- 一、乳幼児死亡率低減に必要な基本調査を完備すること
- 二、一般婦人に対し乳幼児愛育知識の普及徹底を図ること
- 三、母子愛護施設の普及充実を図ること
之が要旨次の如し
- イ、巡回助産班の設置助成

ロ、児童健康相談所の設置助成

ハ、保育指導員制の設置助成

ニ、農閑期に於ける保育講習会、講演会、座談会、映写会等の開催¹²⁾

武田真量は『社会事業』誌上でこの大会の決議に関し、次のような指摘と提言を行っている¹³⁾。まず、愛育会による出生・乳児死亡に関する調査の結果を見ると、府県と府県との比較でも、同一府県内の町村間でも差異が大きかったことから、

全国平均の率とか各府県の有する率とかと云ふ様な所謂大づかみの率を以て、之にたいする具体的対策をたてる事は出来ない。各地方地方につきて死亡率の分布を調査し、乳児の健康に影響すべき各素因につきて個別的調査を行つて始めて妥当なる対策を樹つる事が出来るのであらう。

と述べて、この大会で基本調査を完備することを第一に挙げたことを評価している。しかし基本調査を行ったとして、各ケースについて適切な方策をたてることは、いかにして可能か。武田は児童健康相談所の設置とか、講演会・講習会の開催とか、従来種々の施設の増設が主張されてきたが、たとえこれらの施設が全国津々浦々に行き渡つたにしても、

現在の吾が国に於ける農山漁村に於ては斯かる施設と乳児を保育しつゝある母又は母に代るものとの間に之れを結合する機関がないならば、其の施設も十分な活動をする事は出来得ないのではないであらうか。此処に於て考へらるるのは所謂保育指導員の制度を敷く事である。

(傍線一引用者)

と結論づけている。この保育指導員は方面委員と異なり、社会事業的意識を十分に有する上に、保健・衛生・育児等に関する一般的知識と、これを具体的な家庭状況にあてはめて行くべき判断能力をもたねばならないという。勿論このような保育指導員の養成は短期間でできるものではなく、全国に普及するためには、国家的計画に基づき、法的基礎を得なければ成就し難い。そこでそれに先だつものとして、武田は、「吾々は一つの試案を提唱したい」と述べる。その試案とは、

各府県数箇の農山漁村を選び其の村に於ける婦人中の知識階級に属する者、即ち高等女学校乃至高等小学校卒業生を選び、これにたいして、保育の実際、乳幼児の罹りやすき病気とこれが

兆候、予防の方法、看護の仕方等具体的の詳細な知識を授け、其の村の児童に対する訪問指導の実地を訓練して、一村の保健運動の中心たらしめ、これにあらゆる社会的機関と結びつけて行くと言ふ方法である。もしこの方法に於て或る程度の成果ををさめて行く事が出来るならば、更らに之れを町村より府県へ府県より全国へと及ぼして行く方向に進んでみたならばと考へるのである。

という。武田は、「東京市京橋区に行はれて居る様な各部専門の医師の指導のもとに有給専門の看護婦を以て組織した有力なる機関¹⁴⁾を小さな範囲に行くことにも意義はあるが、「必ずしも死なねばならぬ事のない乳幼児の保育の上に理論的に見てたとへ不完全であつても、幾分でも、為めになる協力者をあたへると云ふ組織も亦軽視すべからざる意義がある」し、東京という大都市において成功する制度が、必ずしも農山漁村にも妥当なものとは限らないと、主張する。更に、乳児死亡率がその地方の「社会状態を示す有力なる表示」であると言われるように、

この問題は乳児を抽象して、其の保健衛生のみに注意を払つただけでは成就するものではなく、社会万般の改善を条件とするものであるからあらゆる方向の努力の結合が行なはれなければならぬのであるが、その結合の一中心として村の有知識婦人を団結せしむる事は一つの意義ある試みではないかと思ふのである。

と、結んでいる。農山漁村における乳幼児死亡の問題には、単独の施設の設置や、講演などによる啓蒙では解決されない根深い要因があることを熟知しているからこそ出てきた構想といえよう¹⁵⁾。

この試案を愛育会が事業化するとは書かれていないが、「吾々是一个の試案を提唱したい」とあることから、この試案は武田個人の発案というよりも、愛育調査会で討議されていた構想を紹介したものと考えるのが妥当であろう。ここにはまだ愛育班という名称はないものの、翌年愛育班(村)として全国に展開される事業の初発の構想を見ることができる。

(2) 愛育班

既に第一回の愛育村指定が進んでいた1936年7月6日の愛育調査会については、「愛育村ニ於ケル愛育思想ノ涵養普及ノ方法」と「愛育班ノ組織」について協議された記録が残っている¹⁶⁾。第一回の指定が

始まるまでに、愛育村の組織と事業の骨組みは決まっていたにしても、指定の準備を進めながら、また指定村との協議も進めながら、中身の検討を続けていたということであろう。

愛育会が刊行していた雑誌『愛育』の1936年8月発行号には、愛育班に関する具体的な紹介記事が掲載された。冒頭には次のように書かれている。

従来、母性の教化及児童養護を目標として種々の事業を進めて来た本会では、今回、更に地方の農山漁村に対して「愛育班」と称する母性及乳幼児の擁護機関を設置して、母子保護施設不足と家庭に於ける養護方法の不適當のために、女性は徒らにむしばまれ、ひいては乳幼児の死亡が高率を示してゐるといふ最も悲しむべき状態にある現下の農山漁村の明朗化をはかることになつた。¹⁷⁾

愛育班が、「母性及乳幼児の擁護機関」と位置付けられている。そして愛育班の組織については、以下のように説明されている。

(一) 班員

村在住の婦人団体、女子青年団体の団員及女子青年学校生徒にして高等小学校以上の教育を受けた者の内より適當なるものを選定する。

(二) 班員活動の援助者

村長、村会議員等村内名誉職にあるもの並に警察官、学校職員、方面委員、救護委員、社会教育委員 神職、宗教家、各種団体の幹部等。

(三) 班長

村長又は村内指導的位置にあるものにして特に斯業に熱心なるもの

(四) 技術方面の指導者

イ、身体方面の指導

村医、学校医、公設助産婦又は看護婦。村に特別關係を有する助産婦。

ロ、精神方面の指導

村内学校教職員 宗教家

ハ、特別指導

地方在住の心理学及教育専門家 最寄医大又は病院等の医師。本会派遣の指導者¹⁸⁾

また班の事業としては、以下のように具体的に定められていた。受け持ち区域に妊産婦がある場合には、こまめに家庭を訪問し、異常等があれば医師・助産婦に連絡し、またその指示を受けながら処置を施したり家人に注意を与える。印刷物を配布し、必

要により解説を加えて理解を深めさせる。出産時に必要な衛生器具・材料は班備え付けのものを貸与・給与する。出産の際には速やかに家庭を訪問し、産室・寝具等の衛生状態、産婦・嬰兒の健康状態、哺育栄養の状況等をカードに記録し、以後の児童发育記録の基礎となす。生後1年間は児童と母体の状態を数回調べ、身長・体重等をカードに記入する。虚弱の乳児に対しては訪問度を増し、異常状態の早期における発見と手当に努める。心身の異常については医師に通知し、必要な場合は愛育会に報告し、専門家の指導を仰ぎ、診査に立ち会う。看護・保育に必要な器具・材料を貸与・給与する。6ヵ月毎に取扱い事例を取りまとめて班に報告し、班は再録して愛育会に報告する、といった具合である¹⁹⁾。

要するに愛育班の活動は、

「家庭看護の普及」を主眼として医者や産婆が班の活動の中心となり、班員はその指導の下に家庭看護不能なる村家の援助をするといふことが班の要旨である。²⁰⁾

のであった。愛育会本会は講習、講演、座談会、映画会、展覧会等を行って、班員の知識・技能の向上を図るとともに、村民一般への愛育思想普及に努め、また班員の取扱い事例についての指導に当たるとされている。そして上記の愛育班の活動のほかに、保育所、母性相談、乳幼児相談、その他愛育事業振興上必要な諸施設を併設したものが、愛育村だと説明されている。

1936年9月には、愛育班員に配布する『愛育班員手帖』が作製されているが、そこでは「愛育班設置の主旨」、「愛育班員心得（事業心得、看護保育に要する器具の使ひ方、特に注意すべき小児病の兆候）」、その他「備考篇」として「乳幼児の发育」、「母乳不足の場合の手当」、「離乳の方法」、「お産の用意に必要な品物」、「お産から日常生活に移る順序」、「乳児の死因の主なもの」等が、振り仮名つきのわかりやすい言葉で、66頁にわたり説明されている。例えば「愛育班設置の主旨」では、

この「愛育班」の活動には、子供を単に一家庭
 一 母親のみのものとせず村民全体が村内の
 児童を愛護すると云ふ隣保共助の精神に立
 つべきでありまして、これこそは実に
 麗はしき郷土愛から、進んでは国家愛に続く
 国民精神建設の第一歩に外ならないの
 でありまして、家庭看護及保育の

知識の普及は、何れも文明国日本の今日迄の
 不名誉を雪ぐばかりでなく、進んでは
 国運発展の一助ともなるもので、愛育班員た
 る者の使命はまことに重且大と云ふべきであ
 ります。²¹⁾

と、「隣保共助の精神」に基づく愛育班の児童愛護活動が、「国民精神建設」の観点からその意義を強調されている。また「事業心得」には、次のような条項がある。

- 一、乳幼児の体の健康をすゝめて行くと云ふことは短日月で出来るものではないから、長い目で成果を見るやうに心懸けること。
- 一、どこの家にも、どの子供にも誰彼の別なく親切にすること。
- 一、講習会その他で新しい事を覚えても徒米の土地の習慣や家々のしきたりを充分斟酌して、徐々に改善してゆく様に努むること。
- 一、訪問先の家の内輪の事は外に洩らさぬこと。
- 一、受持の場所を平生よく注意して廻り、もし妊娠した人やお産をする人があつたら、直に訪問して必要な印刷物を配ること。
- 一、印刷物の読めない家の人には、班員がその意味を分かり易いやうに読んできかせ、妊娠した人やお産をした人は勿論、その家の人たちに適当な注意を与へること。
- 一、妊娠してゐる人やお産をする人の体に変つたことがある事を見たり聞いたりしたときは、早くその様子を医師または助産婦に知らせ、その指図を受けるやうにし、決して自分だけの考へで指図をせぬこと。²²⁾

班員には前述のように高等小学校卒業以上の学力が要求され、講習も用意されていたが、愛育班員の活動にいろいろ困難な問題が想定されていたことがうかがえる文面である。そして知識も経験もない班員に対する配慮も、見てとれよう。

(3) 愛育村の組織と事業

武田真量が1936年10月発行の『社会事業』誌に愛育村事業の紹介をした記事において、事業の主旨として強調されているのは、乳児死亡の「低減対策も全国農山漁村画一的なものではなく各町各村に於て夫々の状態に則し考究立案せられねばならぬ事」であり、また、

村の愛育方法は其の村自身に課せられた課題である。村の有する乳児死亡率を其の村自身の考案と努力とによりて一步でも低めて行く、この課題を明らかに意識してこれが解決に全村一致するの気運を醸成することが愛育村運動の主旨の第一でなければならぬ。

のであり、愛育会及び県当局はそれを助けるに過ぎないということであった²³⁾。

もっとも対策は各町各村において考究立案されるべきとはいっても、愛育村の中核は前述した愛育班の活動であり、それが有効にはたらくようにするための組織と事業のモデルは示されているのであった。ここでは愛育会が愛育村普及のために1939年全国に頒布した冊子『愛育村の組織と事業』²⁴⁾と、愛育事業従事者向けに刊行していた『愛育新聞』に掲載された愛育村(班)の紹介記事により、愛育村の組織と事業の概略を説明しておこう。

①組織

・愛育班

前述したように、愛育村では村内を数地区に分けて愛育班が設置され、各分班長の統率の下に班員が受け持ち家庭を分担して、全村漏れなく保護指導の手を差し伸べることとされた。「婦人を以て愛育班の構成分子と為すのは愛育の事は婦人の天職であり、殊に妊産婦の保護には経験或る婦人の参加が必要とされるからである」という。また「未婚の子女を動員するのは彼女等が家庭訪問等の班員としての活動力に富むといふ以外、第二母性としての教育を実践を通して彼女等に与へると云ふ意義も含まれてゐる」のであった。そして「受持家庭を指導してゆくのであるから、相当の学力(高等小学校卒業程度の学力)が要求されるのは当然」であった²⁵⁾。

班員の受持戸数は「其の地区の家屋の粗密及び班員の素質等から見て適宜に決定すべきもの」であり、「^{〔平均〕}小数精鋭主義でゆくか(一人当り受持戸数多)実践教育の意味も含めて多数班員主義でゆくか(一人当りの受持戸数少)これは各村の実情に応じて決定するより他はない」。例えば戸数576、面積54町余の純漁村、千葉県富崎村では、班員20名で、班員一人当り戸数は28.8。戸数601、面積153方里の農山村、山梨県源村の場合は、班員63名で、班員一人当り戸数は9.5であった²⁶⁾。

班員の年齢についても、その土地の情勢によって決定される問題とされ、石川県金丸村、埼玉県日勝

村は「相当年配の婦人」が活動し、神奈川県高部屋村、宮城県大鷹沢村は女子青年団員・女子青年学校の生徒が中心、茨城県東那珂村では折衷案であった²⁷⁾。

・事業主体

愛育班の援護団体として、また村愛育事業推進行の中心機関として、愛育村には一つの事業主体が必要となる。多くの愛育村では、事業主体として「〇〇村愛育会」などの名称で新しく団体を組織したが、既存の村社会事業協会その他が事業主体となってもよいとされた。事業主体の役員については、「村吏員、方面委員、警察官、学校教職員、寺院住職、各種団体長、医師、産婆等を網羅し、名実共に村愛育事業遂行の中心機関としての万全を期すること」が強調された。事業主体の事務所は役場、小学校などに置かれ、事務担当者は役場書記または小学校教職員に委嘱された。なお、保健婦、嘱託医師及び産婆以外の役員、班員はともに無給である²⁸⁾。

また会則作成に当たっては、将来社会事業法による補助を受ける可能性も生じることから、県当局と十分相談して、社会事業団体として認められ得るよう考慮を払うよう記されていた²⁹⁾。

・保健婦

1936年の段階では、愛育村の中心として医師、産婆が想定され、「保健婦」という言葉は見えないが、1938年に『愛育新聞』で愛育班を解説した記事では、保健婦の必要性、採用の仕方が説明され、実際にいくつかの愛育村で保健婦が活動していることが紹介されている³⁰⁾。『愛育村の組織と事業』でも、専門的知識をもたず、時間的にも閑暇がない愛育班員の負担を軽減するために、専門的知識を有し、かつ愛育事業遂行を職務とする保健婦の必要が生じるとして³¹⁾。

②事業

愛育村に指定されると、村では愛育会及び道府県の担当者と相談して事業計画を決め、愛育班を設置して、愛育村発足の運びとなる。そして発足後は必要の都度、愛育会及び道府県が講師・指導員・係員を派遣して事業遂行を援助する。愛育村事業の中心は、愛育班活動による家庭訪問看護の徹底にあるが、それと連携し並行して3年以内には、保育所、母性・乳幼児相談(健康相談を含む)、母子栄養の指導(共同炊事その他)、衛生施設の拡充(愛育センターの設置)、講習会・講演会・講座・座談会・乳幼児審査会・

展覧会等の開催、「母の会」の設立、などを実施するよう定められていた³²⁾。

もっとも事業の着手順位や実施方法は村の実情に即して変更可能であり、どこに事業の重点を置くかは、愛育村によりさまざまであった。たとえば埼玉県日勝村では村社会事業協会事業の出産扶助組合を母体として村愛育会を創立し³³⁾、1938年当時「今最も力を注いでゐることは出産と育児に関する保護」であったし³⁴⁾、純漁村の千葉県富崎村は乳児死亡率が高いが、「その死因に先天性梅毒が非常に多いので、本村としてはその根絶に全力を注いでゐる」た³⁵⁾。神奈川県高部屋村が指定当初「一番力を入れたことは姑教育で、殆ど毎晩部落毎に姑を集めて育児、出産等について話し合った」が、「現在最も努力してゐることは病人の早期発見、治療——医療費の節減」、今後は「専ら村民の栄養問題に尽したい」という³⁶⁾。福井県社村は「愛育助成機関として仏教聯合会を設け」、常設託児所1ヵ所、季節託児所7ヵ所を経営する一方、「本村の一部は従来冬副業として菅笠製造に専心する為、各区内に数多の竹藪が昼尚暗き程繁茂し、為に風通し悪く従つて家内は四季を通して湿気甚し」いたため、「衛生施設として家宅周囲の整備に尽力し寝具の乾燥に絶大の意をそ、」いだとした具合である³⁷⁾。

なお、農村に行われる愛育事業が総合的に活動して行くには各種団体、施設と密接な連絡を取らなければならない。方面委員その他社会事業施設は勿論、学校、教化団体や産業組合とも充分の協力が必要であり、「特に医療施設を補ひ国民の保健を強化するため近年漸次設置されつゝある保健所、国民健康保険組合とは非常に密接な関係があるので、これ等の施行されて居る村では必ず協力しなければならない」とされていた³⁸⁾。

③経費

1938年度の各愛育村（1936・1937年度指定）の決算報告によれば、歳入・歳出とも最高は茨城県東那珂村、最低は長崎県多比良町で、歳出を見ると東那珂村は1,035円、多比良町は381円、愛育村平均は712円強であった。主力を注ぐ事業項目も村によって違うため、主な支出用途も保健婦給料、季節保育所、健康相談所などさまざまであった。指定初年度には愛育会から創設費として250円と、愛育班備付品一式（吸入器や体温計などの衛生器具、体重計や身長計、ガーゼや脱脂綿などの衛生材料、薬品など一式で100

円程度）が補助され、班員・役員のバッジ、愛育班員手帖、連絡用カード、リーフレット・パンフレット、班員辞令用紙などの製作費も愛育会が負担（初年度100円程度、2年目以降50円程度）、また各種講習会・展覧会・映画会開催の経費も、愛育会が一部または全部を支弁した。歳入の主要部分を占める補助金については、村補助金は100円～500円程度、府県または府県社会事業協会からの補助金は100円～300円程度が普通であり、愛育会からは、指定後3年間は年額200円が助成された³⁹⁾。

以上、愛育村事業の創設過程と組織・事業の概要を説明してきたが、巡回助産、保健婦設置、健康相談、農繁期託児所など、愛育村で行われた事業の一つ一つは各地で既に取り組みされていたものもあり、それほど目新しかったわけではない。また「隣保共助の精神」は同時期の農村社会事業の基調となっており、「五人組」等の前近代的な共同関係を利用して農村全体を対象とした総合的事業を行う農村隣保事業の振興もこの時期既に始まっていた⁴⁰⁾。したがって愛育村の組織・事業の特徴として挙げられるのは第一に、妊産婦・乳幼児保護の事業を中心に据えた全村組織がつくられ、総合的事業の運営が目指されたことにあるといえる。そして第二に、事業の徹底のために設置された愛育班組織こそは、愛育村事業最大の特徴である。即ち、農山漁村の一般女性が保健・育児・栄養に関する訓練・教育を受け、近隣への家庭訪問看護を行うという形でそれを実践に移す点が、同時期の他団体の事業には見られない発想なのである⁴¹⁾。この点については戦時下における動員という側面にも注意を払いながら、農村における女性教育の問題としても、今後考察を深めていく必要がある。

2. 愛育村の拡大

(1) 愛育村の指定

では次に、上述のような愛育班という特徴的な組織をもつ愛育村の事業が全国に拡大していく過程を見ていくことにしよう。愛育村の選定方針は、以下のようなものであった。

1. 成るべく中位の民度にある農山漁村たること。
2. 村当局、学校教職員、警察官、医師、助産

婦、社会事業家、神職、宗教家、各種団体長、婦人団体及女子青年団体幹部等の相互協力を得て本施設の有効適切に運用せらるること。

3. 当該村当局及学校其の他有力者等が本施設に対し理解と熱意とを有すること。
4. 成るべく乳幼児死亡率の高き村たること。
5. 成るべく県の指導に便利なる村たること。⁴²⁾

選定に当たっては、愛育会から道府県当局に対し愛育村候補村の選定方を依頼し、道府県選定の候補村に対して、乳幼児死亡、妊産婦取扱上の習慣、一般衛生、季節・常設保育所実施状況、教養程度、愛育村事業への村当局の関心度等を調査した上で最も妥当な1村を指定することになっていたが⁴³⁾、上記の選定方針は、「村自体の力を以て事業を経営する事の出来ることを眼目とする」⁴⁴⁾のものであった。それは、愛育会が指定愛育村をモデルと考え、限られた指定村で指導の効果を上げ、全国的に影響を与えようと考えていたためである。

1936年度の第一回愛育村指定（愛育村5ヵ村、愛育班設置村5ヵ町村）は、5月から7月にかけて行われた。愛育会からの指導・連絡に便利な隣接県から、地域の形態別に3ヵ村（純農村として埼玉県南埼玉郡日勝村、農山村として神奈川県中郡高部屋村、漁村として千葉県安房郡富崎村）と、乳児死亡率を代表する北陸地方に2ヵ村（石川県鹿島郡金丸村、福井県足羽郡社村）、東北地方に5ヵ町村（青森県上北郡浦野館村、岩手県紫波郡徳田村、宮城県刈田郡大鷹沢村、秋田県平鹿郡増田町、福島県信夫郡鳥川村）の指定村が置かれた。東北地方の5ヵ町村は「愛育班設置村」としての指定であったが、それは「東北地方の特殊事情に鑑み、応急的措置として特に設置したもの」であり、その根本精神においても実施方法についても他の愛育村と異なるところはほとんどないとされている⁴⁵⁾。

その後1937年度に4ヵ町村、1938年度に3ヵ村に指定が行われたが、1939年度には一挙に30ヵ町村が指定され、全国47道府県に1ヵ村ずつの愛育村が行きわたった⁴⁶⁾。1939年度は当初4県に指定を行ったが、「時局の進展は愛育事業の拡充を求むる事急であり愛育村設置も可及的速やかに実施する要があるので」、同年度中に愛育村未設置の26道府県に一つ宛愛育村を指定設置することに決定し、「厚生省当局でも本計画に満幅の支持を与へられ、本計画による新設愛

育村に対しては特に国庫補助の途を講ぜられる事になつた」ので、12月に愛育村未設置の府県に対し愛育村候補村の推薦方を依頼し、年度内に全ての指定を終えることになった⁴⁷⁾。〈表〉は1939年度までに指定された愛育村の一覧である。

先に見たように、愛育村の選定方針では乳幼児死亡率が高いだけではなく、事業を円滑に実行できる条件の有無が重視されていた。だが事業の実現しやすさばかりが優先したわけでもない。たとえば静岡県では、県は当初指定候補として浜名郡新居町を推薦したが、既に総合的社会事業を実施していたため、愛育会は中等の民度で、母性乳幼児養護に関し啓蒙指導を必要とする村の推薦を再要請し、日坂村の指定が決まった⁴⁸⁾。もっとも1939年度に京都府で指定された養老村は、1931・1932年度は京都府衛生課の事業として、1933年度からは村の事業として既に母性乳幼児保護事業を実施していた村であり⁴⁹⁾、全く素地のない村ばかりを選んだわけではない。

また、県当局の方でその点を考慮して候補村を選定した例もある。島根県の場合、「社会事業方面に比較的最近に熱意を盛り上げて来たところなる事」を独自に選定基準に加え、「社会事業に古くから有名なものを避けた」が、それには「その地方に施設の偏在を嫌つた」ことも一つの理由だが、「今日に至る間社会事業に対する或る一つの型を形成し過ぎて居り、今後要求せらるべき新しき社会事業の理念と組織の再編成を早急に要求することが困難なるを慮つた」のだと記している⁵⁰⁾。

こうして愛育会では一挙に多くの指定村を置くことはせず、数的にも、村の選定においても慎重に指定を行った。それは当初は指導の手が届く範囲で実験的に行う意味もあったろうし、愛育会が負担する経費の問題もあったと考えられる。しかし1937年の日中戦争勃発後は戦時体制化が進み、「人的資源」確保のために妊産婦・乳幼児保護が政策上重要性を増し、その流れで1939年度末には厚生省の補助を受けて全道府県への愛育村の設置が実現されたといえる。愛育会はまだ前述のように、既設の各愛育村に対し経費補助の期間を3年に限定し、その後は自力経営を促していたが、同時に社会事業法の適用を受けるよう指導もしていた⁵¹⁾。1937年に指定された4ヵ町村の愛育村が事業開始後3年を経過した1940年には、愛育会からの依頼により、厚生省児童課長名で北海道・茨城県・山梨県・長崎県学務部長宛に、

<表> 1936～1939年度指定愛育村一覧

指定年度	道府県名	郡名	愛育村名	主業	事業主体名	代表者	大字数	世帯数	人口 (昭和10年)
12	北海道	札幌	篠路	農	母子愛育会	村長	2	568	3,447
11	青森	上北	浦野館	農(山)	愛育会	村長	3	1,103	7,450
11	岩手	紫波	徳田	農	愛育会	村長	8	632	4,206
11	宮城	刈田	大鷹沢	農(山)	愛育会分会	村長	3	380	2,626
11	秋田	平鹿	増田(町)	商、農	育児会	実科高女校長	3	1,404	8,157
14	山形	東村山	大郷	農	愛育会	村長夫人	5	887	5,878
11	福島	信夫	鳥川	農	愛育会	村長代理 助役	4	378	2,441
12	茨城	西茨城	東那珂	農	愛育会	村長	14	960	5,643
13	栃木	下都賀	三鴨	農	愛育会	村長	4	765	4,376
14	群馬	邑楽	永楽	農	愛育会	村長	5	897	5,008
11	埼玉	南埼玉	日勝	農	愛育会	村長	9	860	4,886
11	千葉	安房	富崎	漁	愛育会	村長	2	575	2,656
14	東京	西多摩	氷川(町)	山、農、商	愛育会	町長	4	1,083	4,024
11	神奈川	中	高部屋	農	愛育保健協会	村長夫人	5	640	3,742
14	新潟	中蒲原	金津	農(雑)	愛育会	村長	9	1,002	5,570
14	富山	上新川	月岡	農	愛育会	村長	12	468	2,524
11	石川	鹿島	金丸	農	婦人会	村長	1	351	1,620
11	福井	足羽	社	農	村社会課	村長	17	791	4,707
12	山梨	中巨摩	源	農	愛育会	村長	8	608	3,375
14	長野	上水内	三水	農	謝恩会	村長	6	1,203	6,022
14	岐阜	加茂	坂祝	農	愛育会	村長	7	615	2,986
13	静岡	小笠	日坂	農	愛育会	村長	3	296	1,697
14	愛知	額田	形埜	農(山)	隣保事業組合	村長	8	397	2,124
13	三重	度会	御園	農	愛育会	村長	6	662	4,432
14	滋賀	神崎	八幡	農(商)	母子愛育会	村長	8	1,254	5,821
14	京都	与謝	養老	農(漁)	愛育会	村長	8	599	2,805
14	大阪	中河内	西郡	工	愛育会	村長	1	573	2,352
14	兵庫	印南	上荘	農	愛育会	村長	7	617	3,040
14	奈良	添上	辰市	農	愛育会	村長	3	441	2,154
14	和歌山	海草	和佐	農	母子愛育会	村長	6	470	2,461
14	鳥取	岩美	倉田	農	愛育会	村長	6	454	2,563
14	島根	八束	岩坂	農	愛育会	村長	3	414	2,382
14	岡山	邑久	邑久	農	愛育隣保協会	村長	4	471	2,085
14	広島	豊田	船木	農	愛育協会	村長	1	446	2,004
14	山口	阿武	佐々波	農(山)	国民健康保険組合	村長	1	410	2,306
14	徳島	板野	里浦	農(漁)	愛育会	婦人会長	2	658	3,782
14	香川	三豊	吉津	農	愛育会	村長	1	584	2,990
14	愛媛	越智	清水	農	愛育協会	村長	5	423	2,329
14	高知	吾川	御豊瀬	漁	愛育会	村長	1	372	1,590
14	福岡	早良	入部	農	愛育会	村長	3	388	2,156
14	佐賀	西松浦	曲川	農	愛育会	村長	1	638	3,684
12	長崎	南高来	多比良(町)	農(商)	愛育会	町長	5	782	4,335
14	熊本	八代	有佐	農	愛育会	村長	4	550	3,234
14	大分	西国東	河内	農(山)	愛育会	村長	1	470	2,111
14	宮崎	東臼杵	岩脇	農	愛育会	村長	2	795	3,850
14	鹿児島	鹿児島	西桜島	農	隣保協会	村長	10	1,193	6,545
14	沖縄	国頭	今帰仁	農	愛育会	村長	1	2,444	12,691

注：「恩賜財団愛育会指定愛育村一覧表(昭和十五年五月一日現在)」(活版印刷)<母子愛育会所蔵>から、代表者名欄の氏名、及び最寄駅欄を省略して作成。指定年度は昭和。死産率、乳児死亡率は%。村内医師欄の「診」は診療所の意。空欄は原表のままである。

1年間 出産数 (昭和8年)	死産率 (昭和8年)	乳児 死亡率 (昭和8年)	村内 医師	村内 産婆	保健 婦	国民健康 保険組合 有無	班員 数	其他ノ社会事業施設	備考
127	6.30	12.61	1	2			57		
386	4.92	22.34	1	1			84		
161	1.31	12.58	1	1			38		
98	6.12	13.04	4	1	1		48		東北更新会指定村
285	7.72	17.49	7	4			30		
234	4.28	12.94	1	6	1		45		
76	6.58	11.27		1			36	定期健康相談所	嘱託医 1
188	1.06	16.67	診	2		有	129		
159	4.40	13.82					124		嘱託医 1 嘱託産婆 1
188	7.98	11.56	2	1			77		
196	8.67	15.64	2	4	1		16	愛育隣保館	
78	—	21.79	1		1		20		
157	11.46	10.07	2	1			70		西多摩保健所区域
139	5.76	7.63	1		1	有	64		
178	2.25	14.37	診	4			18	常設保育所	経済更生指定村
111	7.21	21.36	2	3			64		
55	12.73	27.08	1		1		80		七尾保健所区域
142	4.92	22.97			1		47		嘱託医 1
129	6.98	15.00	1		1		62		県衛生指定村
266	7.14	6.48	3		1		73		
89	8.99	9.88	1	2			49		太田保健所区域
54	5.56	27.45	1				30		嘱託産婆 1
82	—	18.29	1		1	有	47	隣保館 隣保事業協会	
185	5.95	15.52		2		有	69		嘱託医 1
165	5.45	10.90	2	5			77		教化指定村
113	1.77	15.32	診	1		有	29	母性乳幼児保護指定村 公益質屋 常設保育所 健康相談所	経済更生指定村
71	14.08	14.75	診	2					八尾保健所区域
88	3.41	10.59	2	2			50	常設保育所 2 トラホーム診療所 2	農村文化協会
69	13.04	21.66	1	1					
81	4.94	14.29	1	4		有	50		
105	7.62	10.31	1		1		51		
53	9.43	8.33	1	2	1		46		
66	10.61	18.64	2	1	1		17	児童保護協会 母の学 校 幼稚園	
68	5.88	6.25		1				常設保育所 健康相談 所 栄養研究所	
70	—	8.57	診	1		有			
148	6.08	19.42	1	1			29	常設保育所 学校看護 婦	学校衛生指定村
114	7.89	16.19		1	1	有			経済更生特別助成村 嘱託医 1
84	2.38	9.76	1	1			65		
58	3.45	8.93			1			幼稚園	嘱託医 1 嘱託産婆 1
67	—	17.91	1	3			17		
127	2.22	17.39	2	1	1		133		
138	4.35	6.06	2	2			34		
85	—	15.29	2	2			50		八代保健所区域
70	5.71	3.03	1	1			67		
134	0.75	15.04	2	2		有	47		経済更生指定村
203	—	1.48	診	4			59	農村隣保協会 常設保 育所	
268	—	6.25	3	2	1		123		

各愛育村が社会事業法による補助を申請した場合には配慮するよう依頼の文書が送られている⁵²⁾。こうして愛育会は厚生省と連携して順調に愛育村事業を拡大していったわけだが、道府県や町村の側の反応はどうだったのであろうか。指定された愛育村における事業経営の具体的な経過については、今後個別の愛育村に関する資料により分析していくことにし、本稿では最後に、愛育会による道府県への愛育村事業普及の働きかけと、それに呼応した若干の道府県の動向について紹介することにしよう。

(2) 自発的愛育村

愛育会では愛育村事業開始2年目の1937年に、愛育班(村)を全国に広める広報活動を、国民精神総動員運動の一環として始めている。「政府提唱ノ国民精神総動員ニ賛シ、銃後ニ於ケル母性並児童ノ養護ニ邁進シ以テ出征将士後顧ノ憂ヲ除クト共ニ国家将来ノ進展ニ資シ愛育精神ノ振興ヲ図ル」ために、8頁のパンフレット『愛育班の栗』6万部を作成して全国町村に頒布するとともに、リーフレット『銃後と愛育精神』50万枚も作成し、愛育班の設置を全国に呼びかけたのである⁵³⁾。「銃後と愛育精神」は、全国各市区町村所属の各種婦人団員、女子青年団員及び方面委員等に配布されたものであり⁵⁴⁾、次頁に掲載した〈資料〉の文面を読むとわかるように、母と子を護ることが婦人の「銃後のつとめ」として賞揚され、星印の箇所では、愛育班という言葉を入れずに、愛育班の事業がわかりやすく説明されている。そして「全国の中堅婦人が一致団結して」この活動を行うよう決意が促されているのであった⁵⁵⁾。

また、愛育事業従事者向けに1938年発刊された『愛育新聞』の創刊号から5回にわたって「農村を明朗にする愛育班の組織と事業」と題する愛育班(村)の紹介記事が連載され、さらに1939年には50頁に及ぶ冊子『愛育村の組織と事業』が全国に頒布されるなど、各地の愛育村での実践例が蓄積されるにつれ、また戦時体制化とも関係して、愛育班(村)についての紹介や設置の勧奨が積極的に行われるようになっていく。

この愛育会の1937年以降の呼びかけに対する反応も含め、愛育班(村)の理念に共鳴して、愛育会の目指すところに呼応する動きが、早くから一部の道府県に見られた。

北海道庁では国民精神総動員運動以前に、愛育会

が「全国ニ愛育町村ヲ設置御指導セラルル」ことを知り、「本道ニ於テモ一、二町村ヲ選定シ以テ社会事業全般ニ渉ル指導町村ト致度」希望する旨の文書を1937年7月に送ったところ⁵⁶⁾、札幌郡篠路村を同年8月14日に指定されることができた。そして並行して同郡江別町字野幌を道庁独自に「準愛育村」として指導することにし⁵⁷⁾、「愛国婦人会江別分会野幌愛育班」が篠路村愛育会と同じ8月28日に発会式を挙行した⁵⁸⁾。

長崎県は同年10月に、「今般愛育報国の精神強調に際し速に右愛育村を指定致し度」ので、同県に何ヵ村指定してもらえるのか、またその他詳細を問い合わせている⁵⁹⁾。愛育会では1937年度新設愛育村の指定は完了していたが、長崎県の懇望により、補助金を減額することを条件に1938年1月に多比良町を愛育村に指定した⁶⁰⁾。長崎県は公設産婆の設置を長年奨励してきたものの、未だ無産婆村、無産婆部落が多いため、1937年から県社会事業協会で社会保健婦養成を開始するとともに、

農漁村に於けるこの事業は婦人団体を中心として組織的に然も町村全体が一体となつてこれに当らねば其の効果を収むことは到底不可能なことであるので恩賜財団愛育会の指定によつて南高来郡多比良町に愛育村を組織せしめ愈々模範的な愛育村を出現せしめこれを県下各町村に及ぼす計画である。

……県では更に現在東彼杵郡宮村、西彼杵郡式見村、北松浦郡大島村に多比良町同様の愛育計画が具体的に進められてゐるのであつて尚将来は県下各町村に愛育展覧会、愛育講習会等を開催し愛育村の普及を図る計画を有してゐる。⁶¹⁾

と、県下における愛育村普及に熱意をもっていた⁶²⁾。

また島根県も、愛育村事業に期待を寄せた県の一つである。乳幼児死亡率が高かった島根県では、済生会島根県支部の巡回診療、島根県社会事業協会の巡回健康相談巡回検診、講演、映画会といろいろ試みてきたが、失敗とまではいかなくても、一時的なものに過ぎなかった。そこで、

農漁山村等その地域が広範で人家が稀薄な状態にあつては、唯だ一つの施設や、一つの集会ではその効果を期待するに不十分であり、これは組織の運営によらねばならぬとの結論を体得し得たのである。

銃後と愛育精神

夫を、肉親を、隣人を戦の野に送つて銃後を守る我が日本婦人の努力は、全く涙ぐましい雄々さと健気さであります。斯る銃後の後援が得らるればこそ、すべての將兵は、全く後顧の憂ひなく、ニツコリと笑つて、敢然と死を決して御國の爲に闘ふことが出来るのです。

が、さてここに、銃後のつこめを果して行く上に、もう一つゆめ怠つてはならない婦人未來の大きな任務があることを想ひ起しませう。それは

第二の國民である「子供」の健やかな成長を護ること、——とその「母」を護る——ことです。



護れ！銃後の母と子を

即ち、この標語の精神が、銃後の婦人達の手によつて一層完全に生かされ、子供と母があなた達の村や町でしつかり護られる限り、あなた達の郷土は彌が上にも榮え、國運は益々興隆し、幾度、幾千萬の敵に及向はれやうとも、ビクともしない國力が築かれて行くのです。そこで、全國の中堅婦人が一致團結して、

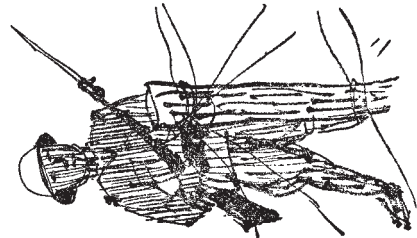
護れ！銃後の母と子を

の旗印を高く掲げて、妊産婦や乳幼児のある家庭に對して、次のやうな仕事をせし實行し、銃後の守りの萬全を計つて戴きたいと思ひます。

- ★ 住んでゐる土地の各家庭と睦まじくし、其土地の妊婦や産婦の身の上に變がない様に世話をする。
- ★ お産の時には無理なお産や、不潔なお産をさせぬやうに注意する。
- ★ 赤坊が生れたら、病氣をさせないやう、育ち具合に變りがないか、時々見舞つて注意する。
- ★ 町や村の役員や、教職員、醫師、宗教家、産婆さん達を相談役にして、妊産婦や子供達のこと色々力を盡して貰ふ。
- ★ 斯うした世話人になる婦人は、女子青年團員や各種婦人團體の會員の中から適當な人を選び、一人の世話人が、その附近の十戸か十五戸位ひの家を支持つて世話をする。
- ★ その他託兒所を開いたり、母と子の健康相談や座談會、お話の會を開いて皆の爲につくす。

以上のことは、曩に皇太子殿下がお生れになつたお祝ひに、皇室の御仁慈によつて創立された恩賜財團愛育會で、既に十數縣に亘つて行ひ、大變よい成績をあげてゐる愛育會の事業を判り易く紹介したのに過ぎませんが、この國家非常時に際して、この事業の重要性を一層痛感し、皆様にこの決心を促すに至つた次第です。

尙愛育會の精しい事を紹介したパンフレットが各役場宛に送つてありますからぜひ一度それを御覽下さい



「愛育會」の活動が、

東京市麹町區 恩賜財團愛育會
虎ノ門 文部省內

という。「その後恩賜財団愛育会に於て愛育村の設定が発表さるゝや、これあるかなと事ある毎に本県にも指定方を懇願し」、漸く1939年7月に岩坂村が指定された。そして長崎県同様に、「本県に於ては愛育村の実績に鑑み、昭和十五年度より継続、県の指導助成の下に各島郡にこの事業を実施せらるる計画の樹立せられたこと」を記している⁶³⁾。

以上、全国一斉にというわけにはいかないが、少なくとも農山漁村における妊産婦・乳幼児保護事業の指導に苦心していた道府県には、愛育村の組織と事業がかなり期待をもって受けとめられ、また愛育会の勧奨によって「各地ニ愛育村設置ノ気運醗酵ヲ見ツ、アリ」⁶⁴⁾という情勢が生じたことが確認できた。そして、町村独自に愛育村の事業を始めるところも出てきたのである。茨城県古河町は、「本会提唱ノ愛育村事業ニ共鳴シ自発的ニ愛育会ヲ設立スベクソノ具体的方策樹立ニ就キ本会トモ懇談ノ結果六月四日発会式挙行」している⁶⁵⁾。また「神奈川県中郡相川村大日本国防婦人会分室ニ於テハ付近ノ本会指定村高部屋村ノ愛育班事業ノ好成绩ナルニ鑑ミ本会発行ノ「愛育の葉」ヲ実費購入シ今後同分会員ニ対シ毎号頒布スルコトトセリ」⁶⁶⁾という具合に、指定愛育村の影響も見られるようになった。

このような動向が伝えられるなか、1939年度末には全道府県に愛育村を指定する目処がついたわけである。そのことを報じた1940年2月発行の『愛育新聞』には、「四十七の愛育村が飛石的に設置せられてもそれが何等の影響力を示さず、四十七の愛育村として終つて了ふのではその意義甚だ尠く、本会の目差すところと相距る甚だ遠い」⁶⁷⁾という記述がある。そして、

本会が府県当局と共同して愛育村の指導に万全を尽さんとするのは、之等の愛育村に於ける成果が他の町村の愛育に対する関心を喚起し、聴ては全国二万の町村が凡て愛育村と同様な組織を持ち、同様な事業を実施せん事を希ふからである。故に今回指定した愛育村は各その府県に於けるモデルであり、規準である点に重要な意義があるのである⁶⁸⁾。

とあるように、愛育村は指定された愛育村だけに限られるのではなく、愛育会の構想では、指定愛育村はあくまでその道府県におけるモデルであり、全国的全町村を愛育村にすることが目標であった。

また1939年10月に財団法人中央社会事業協会・恩

賜財団愛育会の共催により開催された全国児童保護大会では、「農山漁村ニ於ケル母子愛護綜合施設」についての決議の中に次のような内容がある。

- (イ) 町村全体が隣保相扶ノ精神ニ基キ、各家庭内ノ母性並児童ノ養護ヲ計ル目的ヲ以テ該町村内婦人団体員ヲ動員シ、部落別ニ各分担家庭ヲ定メ常時受持家庭ノ訪問ヲ為シ全町村ノ妊産婦並乳幼児ノ保護教化ヲ計ル組織ヲ結成スルコト
- (ロ) 同組織ハ其ノ中心トシテ必ず保健婦ヲ置キ、医療、教育機関及社会事業施設等ノ指導ノモトニ婦人団体員等ト協力シテ巡回訪問、助産、看護用具ノ貸与等ヲナサシム、尚本組織ニ依リ町村内一般ニ母子愛護知識及技能ノ普及ヲ図リ或ハ季節、土地ノ事情等ニ応ジ保育事業ソノ他必要ナル事業ヲ行フ⁶⁹⁾

1935年の社会事業大会での決議に比べて、綜合施設としての組織・事業運営が提唱され、しかもその中身は愛育班(村)そのものとなっている。この決議や各愛育村での実績が、翌1940年厚生省の「農村隣保施設」設置の政策にもつながっていったと推測されるが、その後の愛育村事業の展開については、稿を改めて分析することにした。

おわりに

ここまで、愛育村事業が創設されてから全国に展開していく過程を、1930年代後半に限って見てきた。この事業は乳幼児死亡率が急減するなど、目に見える成果がすぐにあらわれるとは限らないのだが⁷⁰⁾、愛育村の趣旨に共鳴し、指定を懇請したり、独自に愛育村の運営に乗り出すなど、道府県の支持が得られていたことが確認できた。この時期の愛育村事業については、個別の愛育村の事例を検討することなしに評価を下すことはできないが、本稿で分析し得た限りでの、仮のまとめをしておきたい。

すなわち、愛育村事業が単なる指定村における事業にとどまらず、一種の「運動」ともいえるような様相を帯びた展開の仕方を可能にしたのには、いくつかの要因があると思われる。

第一に、農山漁村において妊産婦・乳幼児保護の施策を実効あるものにするものの困難は、当時の関係者の共通認識であったが、事業(施設)と家庭(母子)を「結合する」愛育班の組織と活動が、その困

難を打開する可能性をもっていると考えられたこと。

第二に、愛育班の組織と活動を中核とし、それを援助する全村組織をつくることは外せないが、それ以外の点は町村の実情に即して勘案され、事業に柔軟性があつたこと。

第三に、愛育村には愛育会や道府県から継続的な指導・援助があつたこと。本稿では十分に言及できなかったが、特に指導面では、愛育会が愛育調査会及び愛育研究所に所属する専門家を抱えていたことが大きい。

第四に、戦時下という緊迫した時局下、国民精神総動員運動の一環として、「人的資源涵養」という国策に合致した事業として進められたことである。その際、厚生省の外郭団体である恩賜財団という性格も、影響力をもったと推測される。

今後は指定された愛育村における事業の実際、及び戦局が悪化して母と子をめぐる状況が厳しさを増していく1940年代の愛育村事業の展開について分析し、戦時下の農山漁村において愛育村事業が有した意義と限界を明らかにしていくことにしたい。

註

- 1) 例えば吉田久一は、戦時下に「地域福祉活動」として図られた「母性並びに乳幼児愛護」として、厚生省農村隣保施設、中央社会事業協会特別指定厚生村、愛育会愛育村を挙げ、愛育村は「愛育会、当該府県、愛育村が一体となって組織的な活動を行ったので」、「母子愛育の点でもっとも成績を上げた」と記している（吉田久一著作集3『改訂増補版』現代社会事業史』川島書店、1990年、208頁）。大國美智子は、都市型の保健婦事業を持ち込むことが困難であつた農村に、1935年以降「うまく適合して根をおろして発展した」農村型保健婦事業として、北海道済生会巡回看護事業、東北更新会・愛育会・中央社会事業協会の指定村を挙げているが、「戦時体制が進むにつれて、政策の下請け機能的性格がしだいに強くなつたことも指摘している（大國『保健婦の歴史』医学書院、1973年、114頁・117頁）。毛利子来は愛育村事業について、「基本的な性格が「教化」であり、国家の責任も自治の精神もなく、もっぱら天皇中心の家族主義による相互扶助でしかなかった」と批判しており（毛利『現代日本小児保健史』ドメス出版、1972年、157頁）、池田敬正は「日常生活や地域社会に密着した方法がとられてい

ることは注目される」が、「それが共同体的な全体主義によって編成される天皇の慈恵であつたことも認識しておく必要がある」と指摘している（池田『日本社会福祉史』法律文化社、1986年、756頁）。また木下龍太郎は、「戦時下でのこれらの先進的な試みは、農村の生活を援助し、母子の心身を守るためのヒューマンな努力であつたにせよ、他面で国民を死に追いやる戦時体制に協力しそれをいっそう強化する役目になうことによるのみその存在をゆるされたのであつた」と指摘し（浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店、1981年、108頁）、宍戸健夫は、「すすんだ面があつたにもかかわらず、本質的には体制の危機に直面し、なんとかそれを維持し推進しようとするもので、民衆のものをめざしながら、民衆のものになりえない大きな矛盾をはらんでいた」と評している（宍戸『日本の幼児保育—昭和保育思想史—』上、青木書店、1988年、242頁）。

- 2) 鷺谷善教「戦時下における母子対策と保育政策」日本社会事業大学『社会事業の諸問題』第26集、1980年、17～18頁。
- 3) 1984年には34道府県の531町村で1,279の単位愛育班（班員数74,806人、会員数2,232,823世帯）、2003年度には30道府県の344市町村において913の単位愛育班（班員数54,184人、会員数1,937,606世帯）が活動している（恩賜財団母子愛育会七十年史編纂委員会編『母子愛育会七十年史』社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、2005年、295頁）。
- 4) 恩賜財団母子愛育会五十年史編纂委員会編『母子愛育会五十年史』社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、1988年、191～212頁。
- 5) 個別の愛育村については、野村みつるによる神奈川県中郡高部屋村（現伊勢原市）の愛育事業の研究が、最も詳細である（野村みつる「高部屋愛育村の活動」伊勢原市史編集委員会編『伊勢原の民俗—高部屋地区—』伊勢原市、1991年。同「高部屋愛育村活動」伊勢原市史編集委員会編『伊勢原市史 別編民俗』伊勢原市、1997年）。他に、愛知県額田郡形埜村（現岡崎市）と岡山県の指定愛育村についての研究があり、山梨県中巨摩郡源村（現南アルプス市）については『山梨県史』のなかで、若干の資料の掲載と解説がなされている（米田頼司「保健婦を事例とする専門職の制度化と専門性に関する調査研究」（平成8年度～平成9年度科学研究費補助金基盤研究C(2)研究成果報告書）1998年。二宮一枝「愛育委員制度の成立と保健婦活動に関する研究(1)—岡山県における愛育村指定の背景と保健婦活動—」『岡山県立大学保健福

- 社学部紀要』第8巻、2002年。山梨県編『山梨県史 資料編17 近現代4』山梨県、2000年。
- 6) 筆者には以前、愛育村事業を取り上げた論文があるが(拙稿「昭和戦前期における出産の変容と「母性の教化」—恩賜財団愛育会による愛育村事業を中心に—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第37巻、1997年)、愛育村事業の位置づけについては文部省の家庭教育振興政策を背景とする「母性の教化」に重点を置いており、農村社会事業や農村保健運動の動向、及び厚生省の政策との関係については言及していない。また組織と事業については主として『昭和十五年版 愛育村の組織と事業』に拠りながら分析し、それ以前の過程には触れていない。
 - 7) 設立の経緯については、拙稿「恩賜財団愛育会設立の経緯をめぐって」東京大学大学院教育学研究科教育学研究室『研究室紀要』第28号、2002年、を参照されたい。
 - 8) 委員は医学関係(大西永次郎、斎藤潔、西野陸夫、野辺地慶三、広瀬興、三田谷啓)、心理・教育学関係(青木誠四郎、淡路田治郎、岡部弥太郎、倉橋惣三)、社会事業関係(小沢一、賀川豊彦、長谷川良信、原泰一)の14名で、その後1935年に南崎雄七と中川友長も嘱託された(前掲『母子愛育会五十年史』60~61頁)。
 - 9) 事業の概要については、前掲『母子愛育会五十年史』を参照。
 - 10) 『昭和十一年度 恩賜財団愛育会事業報告』恩賜財団愛育会、1937年、23~24頁。実際の事業開始は、10~11月にしたところが多い。
 - 11) 筆者は以前、愛育村事業創設にあたって岡山県の鳥取上村小児保護協会の組織と事業が参考にされていることを指摘したが、同協会の場合各部落に置かれた看護委員は男性であり、愛育班の活動そのもののモデルとはなっていない(拙稿「1910—1920年代の児童保護事業における母親教育—岡山県鳥取上村小児保護協会の事例から—」『日本の教育史学』第42集、1999年)。また1935年3月から愛育調査会の調査員として愛育会に勤務し、愛育村事業創設時から戦後まで継続して愛育村・保育成に関わった杉本良夫は回想の中で、当時行われていた種々の施策の良い点を参考にして愛育班組織を創案したが、特にニュージーランドにおける公衆衛生看護婦の巡回訪問を組織化したプランケット・アソシエーションの活動に示唆を受けたものの、その専門性と経済力による機動性はそのまま取り入れることができず、愛育班の活動が創案されたと述べている(杉本「愛育村事業と愛育班活動の変遷(2) 愛育村の創設当時の構想」『愛育』第47巻第2号、1982年、53頁)。
 - 12) 「第八回全国社会事業大会概況」(森岡正陽「第一部会の記」)『社会事業』第19巻第8号、1935年11月、71頁。
 - 13) 武田真量「第八回社会事業大会に於ける児童保護問題について」『社会事業』第19巻第9号、1935年12月、80~81頁。なお、武田は愛育会の幹事でもあったが、執筆者紹介欄での肩書は、財団法人児童保護愛護会専務理事となっている。
 - 14) 東京市特別衛生地区区橋保健館のことである。
 - 15) 愛育会が当時農村で行った調査結果から、農村における出産や子育ての問題点をどのように把握していたかについては、拙稿「1930年代における農村の産育への関心と施策—恩賜財団愛育会の事業から—」東京大学大学院教育学研究科教育学研究室『研究室紀要』第29号、2003年、を参照されたい。
 - 16) 『昭和十一年度愛育調査会並諸委員会記事』綴く母子愛育会所蔵。出席者は愛育調査会委員長関屋貞二郎(理事長)、副委員長斎藤守園(常務理事)、稲田龍吉理事、長谷川良信・大西永次郎・南崎雄七・野辺地慶三・倉橋惣三・小沢一・斎藤潔・広瀬興の8委員、幹事4名である。以下、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所図書室所蔵の文書についてはく母子愛育会所蔵と記す。
 - 17) 「母性と乳幼児擁護の為に愛育班設置」『愛育』第2巻第8号、1936年8月、44頁。
 - 18) 同上。これは7月6日の愛育調査会の記録にある文書の内容とほぼ同じである。
 - 19) 同上、44~45頁。
 - 20) 同上、46頁。
 - 21) 松山照夫「愛育班員手帖」恩賜財団愛育会、1936年11月、3~4頁。
 - 22) 同上、5~6頁。
 - 23) 武田真量「愛育村に就て」『社会事業』第20巻第7号、1936年10月、52~53頁。
 - 24) 松山照夫「愛育村の組織と事業」恩賜財団愛育会、1939年11月。内容は、愛育村の意義、愛育村の組織、愛育村の事業、愛育村の経費の4章、54頁で、11月時点での愛育村16ヵ町村、愛育班設置村5ヵ町村の概況、会則、事業実施状況、指定前後の死産・乳児死亡状況、収支決算などが、具体的に盛り込まれている。愛育村の指導方法は各地の事情に即して検討することとされていたため、この冊子は、「愛育村の理想形態を描くといふよりも愛育村の現況を報告し、説明」したものであるという趣旨になっていた(同書、3頁)。なお『愛育村の組織と事業』は、1939年10月に謄写版、同年11月には活版で刊行されている。

- る。また1940年10月にも活版の『昭和十五年版 愛育村の組織と事業』が出版されているが、本稿では1939年11月発行のものを使用する。松山は1935年から愛育会に勤務して、雑誌『愛育』の編集をはじめとする出版関係を担当した職員であり、この時期の愛育会の出版物には編輯兼発行者を松山としているものが多い。
- 25)前掲『愛育村の組織と事業』(1939年11月発行)、7頁。
 26)同上、8～10頁。
 27)「農村を明朗にする愛育班の組織と事業 第二講「班員と役員」」『愛育新聞』第1巻第2号、1938年5月、7頁。
 28)前掲『愛育村の組織と事業』10～11頁。ただし、警察官を役員に入れていた愛育村はごく少数である。
 29)同上、11頁。
 30)「農村を明朗にする愛育班の組織と事業 第三講「保健婦の使命」」『愛育新聞』第1巻第3号、1938年6月、6頁。
 31)前掲『愛育村の組織と事業』18～19頁。
 32)同上、26頁。
 33)澁谷塊一「わが村の愛育事業を語る 埼玉県日勝村の巻」『愛育新聞』第2巻第8号、1939年7月、7頁。
 34)「事業経営の苦心を語る愛育村長体験座談会」『愛育新聞』第1巻第3号、1938年6月、7頁。
 35)同上。
 36)同上。
 37)渡辺為義「福井県社村の愛育事業を語る」『愛育新聞』第2巻第10号、1939年9月、7頁。
 38)前掲『愛育村の組織と事業』20頁。
 39)同上、23頁・46～47頁。
 40)池田、前掲書(註1)、726～727頁。
 41)杉本良夫は前出の回想(註11)の中で、母子の福祉・厚生を目的としながら、育成や活動方法として社会教育的なものが多く取り入れられているのは、主管が文部省成人教育課に置かれていたことに影響されていると述べている(前掲、杉本「愛育村事業と愛育班活動の変遷(2)」53頁)。
 42)前掲『愛育村の組織と事業』5頁。なお、1931年の段階では、第5項「成るべく県の指導に便利なる村たること」はなかった(前掲「母性と乳幼児擁護の為に愛育班設置」46頁)。また『昭和十五年版 愛育村の組織と事業』では、第3項に「村治の円満なること」が付け加わっている。
 43)前掲『愛育村の組織と事業』5～6頁。
 44)前掲「母性と乳幼児擁護の為に愛育班設置」46頁。
 45)前掲『愛育村の組織と事業』3～5頁。なお前出の杉本良夫によれば、東北地方には東北更新会の乳幼児保護対策指定村があったので、施策が重複しないようその中から各県1ヵ村を選び、共同して事業を進めるため、愛育班設置村として指定されたという(杉本「愛育村事業と愛育班活動の変遷(3) 愛育村指定の方針とその選定の経緯」『愛育』第47巻第3号、1982年、59頁)。
 46)その後1940年度4ヵ村、1941年度3ヵ村、1942年度2ヵ村、1943年度1ヵ村の指定が行われたが、更に1944年度には恩賜財団大日本母子愛育会の都道府県支部が設置されたことから、一挙に1,035町村(分会)が新たに指定された。結局敗戦までに合計1,092町村、全国の町村の約1割が指定されたことになる。
 47)市川「愛育村の飛躍的增加」『愛育新聞』第3巻第3号、1940年2月、1頁。なお1939年度新設の愛育村に対しては、同年度から3年間、各年200円ずつ厚生省から補助金が交付された(1940年12月3日決裁の厚生大臣宛「愛育村ニ対スル補助金下附ニ関スル件申請」起案文書〈母子愛育会所蔵〉)。
 48)1937年9月1日決裁の静岡県知事宛起案文書(「静岡県愛育村ニ関スル書類 日坂村」綴所収)〈母子愛育会所蔵〉による。
 49)1940年1月27日付、谷川佐代蔵(養老村長)「児童保護ニ対スル決意」(『京都府養老村」綴所収)〈母子愛育会所蔵〉。
 50)碓井貞雄(島根県社会事業主事)「斯くして愛育村を選定せり—島根県岩坂村の場合—」『愛育新聞』第3巻第3号、1940年2月、2頁。
 51)ただし講師派遣や指導資料の給付などの援助は続き、また多くの場合は特定の事業に対する経費補助がその後も行われている。
 52)1940年6月11日付、厚生省より愛育会への連絡文書〈母子愛育会所蔵〉による。
 53)『昭和十二年度 恩賜財団愛育会事業報告』恩賜財団愛育会、1938年。
 54)「愛育精神総動員実施要綱」(『出版』綴所収)〈母子愛育会所蔵〉。
 55)「銃後と愛育精神」恩賜財団愛育会、[1937年]〈母子愛育会所蔵〉。
 56)1937年7月9日付、北海道庁社会課長小野寺五一から愛育会宛の文書(『北海道愛育村ニ関スル書類』綴所収)〈母子愛育会所蔵〉。
 57)1937年8月10日付、北海道庁学務部長「愛育村指定ニ関スル件」(前掲『北海道愛育村ニ関スル書類』綴所収)。及び、『昭和十二年度 恩賜財団愛育会事業報告』恩賜財団愛育会、1938年、23頁。

- 58)「篠路村母子愛育会発会式状況報告書」、「愛国婦人会江別分会野幌愛育班発会式状況報告」(前掲『北海道愛育村ニ関スル書類』綴所収)。
- 59)1937年10月22日付、長崎県社会課長から愛育会宛の文書(『長崎県愛育村ニ関スル書類 多比良町』綴所収)〈母子愛育会所蔵〉。
- 60)1937年11月11日付、長崎県社会課長宛起案文書。及び、1937年12月9日付、長崎県社会課「愛育村設定ニ関スル件」(前掲『長崎県愛育村ニ関スル書類 多比良町』綴所収)。
- 61)甲能新(長崎県社会課員)「長崎県に於る妊産婦及乳幼児保護事業とその将来」『愛育新聞』第2巻第3号、1939年、6頁。
- 62)宮村では1938年11月、式見村では同年12月に「子ども愛育展覧会」を開催し、同時に「愛育班設置促進協議会」を開いて愛育班を組織することを決定している(1938年12月14日付、長崎県学務部長から愛育会宛の文書(前掲『長崎県愛育村ニ関スル書類 多比良町』綴所収)。
- 63)碓井貞雄(島根県社会事業主事)「斯くして愛育村を選定せり—島根県岩坂村の場合—」『愛育新聞』第3巻第3号、1940年2月、2頁。
- 64)『昭和十二年度 恩賜財団愛育会事業報告』恩賜財団愛育会、1938年、21頁。
- 65)『昭和十三年度 恩賜財団愛育会事業報告』恩賜財団愛育会、1939年、30頁。
- 66)同上。「愛育の栞」は、指定愛育村で愛育班員にテキストとして配布されたリーフレットである。
- 67)前掲「愛育村の飛躍的增加」1頁。
- 68)同上。
- 69)『決議事項』2頁(『児童保護大会書類』綴所収)〈母子愛育会所蔵〉。
- 70)前掲『愛育村の組織と事業』45頁に、いくつかの愛育村の指定前と指定後の死産・乳児死亡が比較されているが、急減しているもの、微減しているもの、逆に増加しているものなど、さまざまである。
- 【追記】 本稿の作成にあたっては、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所の小山修氏、大石弥栄氏、高井ますみ氏に、資料の閲覧など格別の便宜を図っていただいた。記して感謝の意を表したい。